平成２５年（フ）第１４号
富山県滑川市中川原521番地７　スペーリオ３―102
債務者　中村　昭彦
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
富山市黒瀬860番地１　プレジール上袋205号
債務者　入未真奈美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
広島県福山市三吉町南１丁目７番22号　吉岡アパートＢ201、旧住所広島県福山市北本庄２丁目17番４号　幸栄荘３号室
債務者　池田　優人（旧氏名池田麻里）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２９号
広島県府中市土生町1523番地１
債務者　鳥井　良江
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３１号
熊本市南区出仲間８丁目５番10号　前田アパート202号
債務者　大村　龍一
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２９８号
名古屋市港区土古町２丁目21番地　新土古荘Ｔ―７棟304号
債務者　鷲見　　修
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７号
広島県府中市府中町６番地５
債務者　原田恵美子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９号
栃木県小山市神山２丁目３番11号、従前の住所栃木県小山市駅南町２丁目14番５号　コーポフルカワ105号
債務者　小出　律子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１号
栃木県小山市西城南１丁目５番地３　アースアイランドⅡ―103号
債務者　清水　純一
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２６８１号
横浜市鶴見区尻手１丁目６番12号
債務者　佐藤　武吉
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７２号
横浜市青葉区恩田町1116番地１　第２鈴木ハイム201
債務者　鈴木　麻美
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０号
横浜市中区寿町３丁目12番地７　ゆめかいかん本館216号室
債務者　太島　　順
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１０号
東京都東久留米市前沢４丁目６番20号レインボウ滝山201
債務者　芳賀　健夫
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４５６号
東京都東大和市清水２丁目809番地の５かすや荘１号
債務者　岡田貢四郎
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５号
静岡県浜松市中区葵西６丁目９番38号
債務者　小粥　昭子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５７９号
川崎市川崎区日進町６番地５　ニューオカベ215
債務者　山口　　東
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係